

答 申

第1 審査会の結論

実施機関は、当該決定を取り消し、対応する行政文書を改めて探索、特定の上、当該行政文書について開示決定等すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和5年2月21日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「2023年2月20日17時過ぎ、県教育研究所別館において開示請求者に教職員課長補佐〇〇氏が口頭で説明し、提示（写し）を拒否した①2004年まで、学校の自家用電気工作物の点検業務を開示請求者が行うにあたっては、校長、県教委、点検業者、開示請求者の契約（合意文書）を交わす必要があったことを規定した法的文書。②2005年以降上記①の規制が緩和されたことを規定した法的文書。なお、①、②の法的文書には、経産省の法令施行令施行規則の他、通達、告示、内規等を含む。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和5年3月2日、実施機関は、本件開示請求は実質的に特定の個人の名（奈良県職員を除く）を挙げてしたものであることから、開示された行政文書の存否について回答すれば、条例第7条第2号の規定による「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」を開示することになるため、条例第10条に該当するとして、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和5年3月6日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、不開示決定の取消しと、一部開示決定を求める旨の審査請求を行った。

4 諮問

令和5年4月11日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

奈良県教育委員会（以下「県教委」）は、当該行政文書開示請求（以下「開示請求」）の非開示を決定したが、その理由として「実質的に特定の個人の名（奈良県職員を除く）」を挙げることになり、「特定の個人を識別することができる」ので開示しないとし

た。これは、県教委の虚偽を隠蔽する極めて違法な処分であるので、その取消しと、一部開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

開示請求文書が、県教委の主張する「特定の個人を識別することができる」のであれば、行政得意の黒塗りで「特定の個人名」を非開示、一部開示とすればよい。

そもそも、県教委教職員課〇〇課長補佐（以下「〇〇」）は、ありもしない規定を開示請求者に告げ、「実務経歴証明書」の証明を拒否したのであり、その虚偽説明は開示請求者が所管の経済産業省中部近畿保安監督部近畿支部（以下「経産省近畿支部」）に照会して明らかになっている。県教委及び〇〇は、虚偽説明を隠蔽するため非開示とした。

また、開示請求者は、開示請求に係る〇〇の説明の場に同席した県教委高校の特色づくり推進課指導主事〇〇〇〇（以下「〇〇」）に直接電話し、〇〇の虚偽説明を確認した（客観的証拠がある）。

更に、存在しない虚偽の説明をした〇〇は、その説明の場で開示請求者が規定文書を見せるように求めても拒否した。

嘘はすぐにばれる、「天知る地知る」の例え通り、嘘の言い訳をするために更に嘘を重ねるのは卑怯、言語道断、愚かである。県教委は、組織ぐるみで〇〇の不正・虚偽を隠蔽するため非開示とした。

開示請求者が求めるのは、「特定の個人名」を非開示とした一部開示である。開示請求者の主張は至極まともであり、理にかなっている。直ちに一部開示せよ。

(2) 反論書

奈良県教育委員会弁明（令和5年4月11日付）の矛盾、詭弁

審査請求人に対し、2023年2月20日17時過ぎ、奈良県教育研究所別館において、教職員課長補佐〇〇（以下「〇〇」）が下記説明を行った。

①2004年まで学校の自家用電気工作物の点検業務を行うにあたっては、校長、県教委、点検業者、開示請求者の契約（合意文書）を交わす必要があったという規程があったと、県教委から派遣された高校の特色づくり推進課指導主事〇〇〇〇が、自家用電気工作物の点検業務を所管する経済産業省（以下「経産省」）「中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課自家用担当〇〇〇〇課長補佐（以下「〇〇課長補佐」）」から説明を受け、その規程を保有すると開示請求者に回答した。

②しかし、上記①の規定は、2005年以降緩和されたと回答した。

開示請求者が開示を求める上記①及び②の文書は県教委の回答では規程であり、即ち法令・規則等に該当するので開示請求するまでもなく広く国民に公開すべき文書である。

然るに、開示請求者がその場で当該規程を見せるように求めたが、〇〇は拒否した。この事実は、開示請求者と〇〇とのメールで明らかである。

〇〇は存在しない規程がさもあるかのように虚偽の説明をしたので開示請求者に見せることが出来なかった。また、県教委は〇〇の虚偽の上塗りをするかのように

個人情報不開示決定を行った。この個人情報不開示決定は、県教委という組織が組織ぐるみで〇〇の虚偽を隠蔽する極めて違法・不当な行為である。そもそも存在しない規程を開示請求者に、さも存在するように説明したため、県教委は不開示決定するしか方法はないのであり、存在しない文書の開示は不可能である。

また、弁明書第1本件の経過2で、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、条例第7条第2号の規定による「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」を開示することになるためと説明するが、開示請求者の個人情報を開示請求者に開示して「特定の個人を識別することができる」という主張は全く論理的でなく、詭弁である（辻褄が合わない）。

なお、開示請求者が〇〇課長補佐にメールで照会したところ、「奈良県教育委員会へは、管理技術者要件確認に係る書類についての説明であり、お尋ねの『2004年までの規程』についてその様な説明をした事実がないことを申し添えます。」との回答を得た。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件の経過

- (1) 令和5年2月21日、審査請求人は、奈良県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、条例第6条第1項の規定により「2023年2月20日17時過ぎ、県教育研究所別館において開示請求者に教職員課長補佐〇〇氏が口頭で説明し、提示（写し）を拒否した①2004年まで学校の自家用電気工作物の点検業務を開示請求者が行うにあたっては、校長、県教委、点検業者、開示請求者の契約（合意文書）を交わす必要があったことを規定した法的文書。②2005年以降上記①の規制が緩和されたことを規定した法的文書。なお、①、②の法的文書には、経産省の法令施行令施行規則の他通達、告示、内規等を含む。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 令和5年3月2日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件対象文書」という。）を開示しない旨の行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

開示しない理由

条例第10条に該当

本件開示請求は、実質的に特定の個人の名（奈良県職員を除く）を挙げてしたものであることから、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、条例第7条第2項の規定による「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」を開示することになるため。

- (3) 審査請求人は、令和5年3月6日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しと一部開示の裁決を求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

2 処分の理由

- (1) 本件開示請求の趣旨について

本件審査請求は実質的に審査請求人本人を名指ししたうえで、審査請求人が2023年2月20日に教育研究所において、教職員課〇〇課長補佐より口頭で説明を受けた際に、同課長補佐が保有していた「①2004年まで学校の自家用電気工作物の点検業務を開示請求者が行うにあたっては、校長、県教委、点検業者、開示請求者の契約（合意文書）を交わす必要があったことを規定した法的文書」及び「②2005年以降上記①の規制が緩和されたことを規定した法的文書」の内容が記載された文書の開示を求めたものである。

(2) 存否応答拒否について

ア 条例第10条該当性について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

なお、条例第5条に定める開示請求制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求の理由や利用目的を問わないものであるから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、個々の情報が条例第7条に規定する不開示情報に当たるか否かの判断に影響するものではない。

イ 条例第7条第2号について

本件対象文書の存否（以下「本件存否情報」という。）は、審査請求人が2023年2月20日に教育研究所において口頭で説明を受けたか否かという個人に関する情報であって、個人を識別することができる情報であることから、本件存否情報は、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

実施機関において、本件存否情報を公にする慣行はなく、公にすることが予定される情報でもないことから、同号ただし書アにも該当せず、同号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

ウ まとめ

以上のことから、本件存否情報を明らかにするだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第10条により不開示決定を行ったものである。

3 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書の性質について

本件開示請求は、2023年2月20日17時過ぎ、奈良県教育研究所別館において、実施機関の職員である課長補佐が審査請求人に対して口頭で説明したことを前提に、その内容の根拠となることを規定した法的文書を求めるものである。

3 存否応答拒否について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

実施機関は、本件行政文書の存否（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするだけで請求者が何時、何処で、何をしていたのかが明らかになり、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により不開示とした旨を主張しているので、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

審査請求人が求めている文書は、審査請求人が学校の自家用電気工作物の点検業務を行うにあたって、2004年までは審査請求人と校長等学校関係者との間で契約を交わす必要があることを規定している法令、通達、告示、内規などの法的文書であつて、学校の自家用電気工作物の点検業務を学校以外の者に行わせる場合の根拠やその場合

の遵守事項を規定している文書を対象とすると解することが相当であり、審査請求人が点検業務を行うということに限る必要はないと考える。仮にそのような法的文書があった場合、当該法的文書には、審査請求人が何時、何処で、何をしていたのかが明らかになるような個人情報が記載されているとは想定できない。

さらに、その根拠となる法的文書を対象文書として特定したとしても、審査請求人が何時、何処で、何をしていたのかが明らかになるとは認められない。

これらのことから、本件存否情報を明らかにしたからといって、個人に関する情報が明らかになるとは認められず、条例第7条第2号に掲げる情報には該当しない。

以上のことから、本件行政文書の存否を明らかにしたとしても、条例第7条第2号に掲げる不開示情報を開示することにはならず、本件存否情報は条例第10条に該当しないため、本件開示請求に対応する行政文書を改めて探索、特定の上、当該行政文書について開示決定等すべきである。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

	審 査 経 過
令和 5年 4月11日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 5年 4月17日	・ 審査請求人から反論書が提出された。
令和 5年 9月11日 (第269回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年10月16日 (第270回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年12月15日 (第271回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
令和 6年 2月20日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
く ぼ ひろ こ子 久 保 博 子	奈良女子大学研究院工学系教授 (住生活・住環境学)	会長代理
たか や まさ し史 高 谷 政 史	弁護士	
たけ むら と も こ 竹 村 登 茂 子	大阪芸術大学客員教授 (元読売新聞編集局次長)	
の だ たかし 崇 野 田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
はやし あき とも 大 林 晃 大	近畿大学法学部法律学科教授 (行政法)	